

ライフジャケット 着用に向けて

～ あなたと家族を守るために～



平成19年4月
神戸地方海難審判庁

はじめに

近年，海難は全体としては横ばい傾向にあるものの，依然として転落を伴う海難での死亡・行方不明は，後を絶ちません。

そこで，神戸地方海難審判庁では，ライフジャケットの着用・未着用により，死亡率等に違いがあるのか調べてみると，転落を伴う海難でライフジャケット着用の有無が判明した海難は，ライフジャケットを着用していなかった者の死亡率では約３倍，溺死率では約６倍になっていました。このことからライフジャケット着用がいかに大切かということが理解していただけると思います。

この「ライフジャケット着用に向けて」により，改めてライフジャケット着用の必要性を認識していただき，転落を伴う海難による犠牲者を１人でも少なくすることができれば幸いです。

平成１９年４月 神戸地方海難審判庁



ライフジャケット着用率
１００％を目指そう！

目 次

ページ

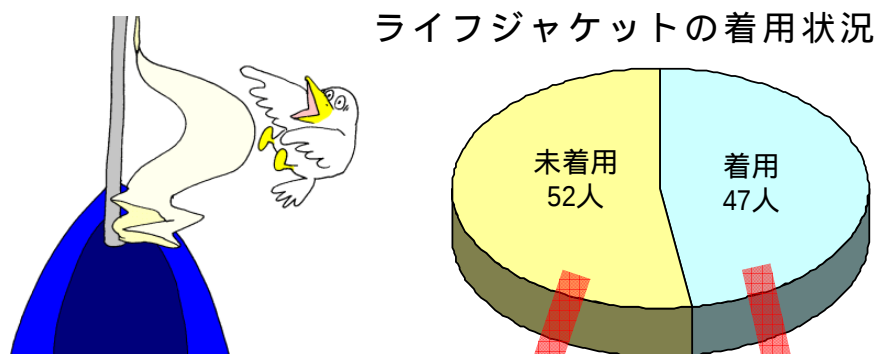
1 . ライフジャケット着用・未着用による死亡率等の比較	2 . 3
2 . 海難事例	
モーターボートから同乗者が転落して行方不明になった事例 . . .	4
水上オートバイから同乗者が転落して負傷した事例	5
漁船から船長が転落して死亡した事例	6
はしけから乗組員が転落して死亡した事例	7
ヨットが転覆・沈没して乗船者が死亡・行方不明になった事例 . .	8
3 . ライフジャケット着用は法律で義務付けられています！	9
4 . ライフジャケットの紹介	10
5 . まとめのコーナー	11



ライフジャケット着用・未着用による死亡率等の比較

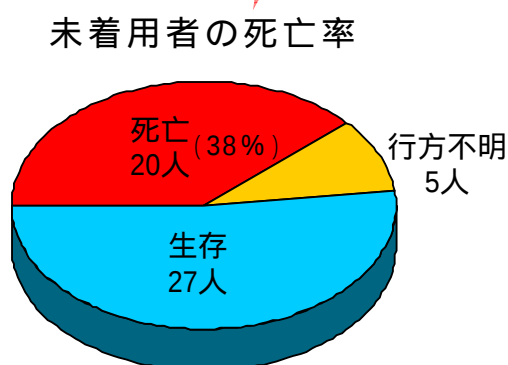
ライフジャケットの着用・未着用が生死を分ける

平成13年から同17年の間に当庁で言渡した裁決のうち，転落を伴う海難でライフジャケット着用の有無が判明した海難は46件で，転落者は99人にのぼり，その中でライフジャケットを着用していたのは47人で，着用していなかったのは52人でした。

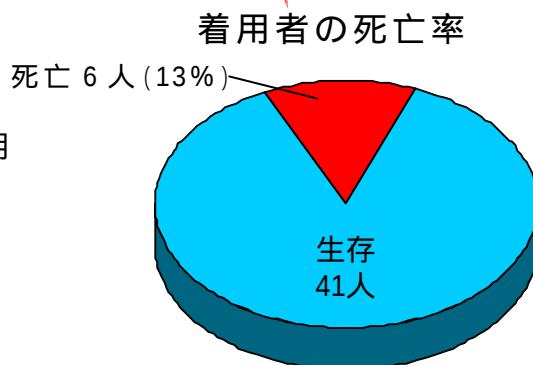


ライフジャケットを着けないと死亡率は約3倍

転落者（死亡26人，行方不明5人，生存者68人）を，ライフジャケットの着用・未着用の別でみると，未着用者では，20人（38％）が死亡，5人が行方不明，生存者27人となっており，着用者では，6人（13％）が死亡，生存者41人と，未着用者の死亡率が着用者の死亡率の約3倍になっていました。



死因：溺死	17人
脳挫傷	1人
低体温	1人
不詳	1人

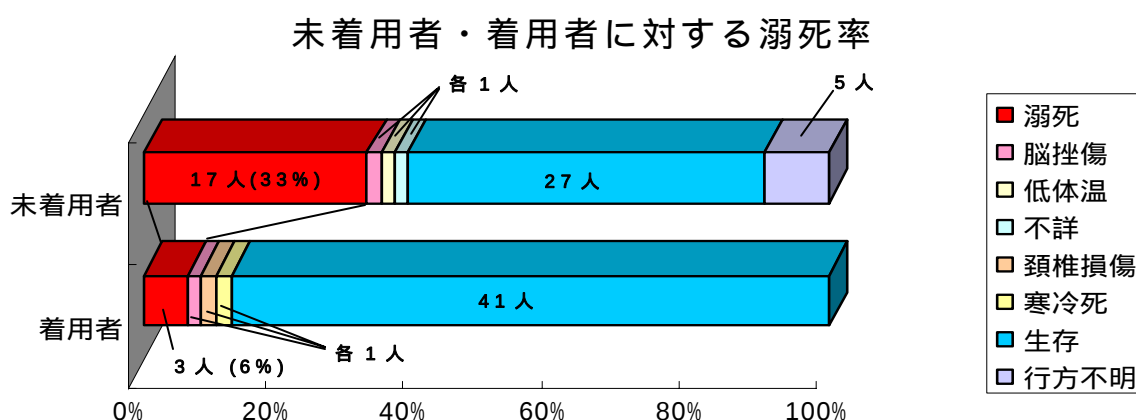


死因：溺死	3人
脳挫傷	1人
頸椎損傷	1人
寒冷死	1人

ライフジャケットを着けないと溺死率は約 6 倍

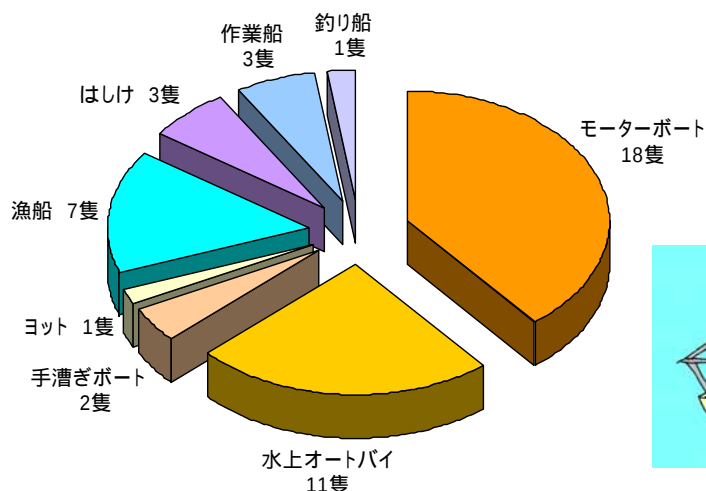
死因をみると，ライフジャケット未着用者 52 人中の溺死が 17 人（33％），着用者 47 人中の溺死が 3 人（6％）で，脳挫傷，低体温，頸椎損傷等を除く未着用者の溺死率は，約 6 倍となっています。

また，行方不明者 5 人もライフジャケットを着用していれば，救助されていた可能性が高く，ライフジャケットの着用の有無が明暗を分けていることが分かります。



小型船からの転落が大半を占める

転落者の乗船していた船を種類別にみると，モーターボート 18 隻，水上オートバイ 11 隻，漁船 7 隻などとなっており，小型船からの転落が大半を占めています。



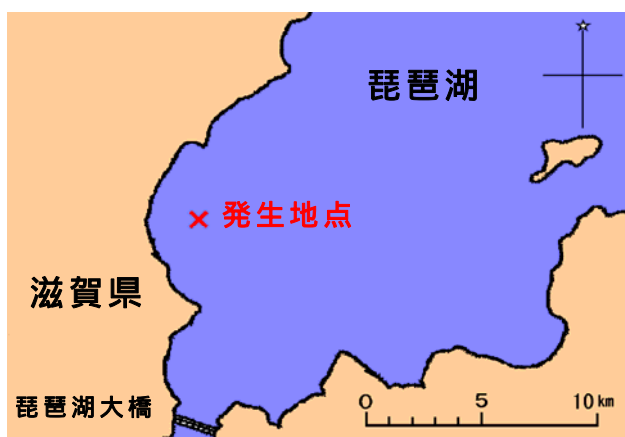
それでは次に，モーターボート，水上オートバイ，漁船，はしけ，ヨットの順に海難事例を見ていくことにします。

モーターボートから同乗者が転落して行方不明になった事例

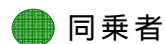
事件の概要

家族や友人など大人7人と乳児1人を乗せて琵琶湖でビニール浮環を曳航して遊走中、中腰になって曳航用ロープをたぐり寄せていた同乗者が、船体動揺でバランスを失い、転落して行方不明となった。

当時、モーターボートの乗船者全員がライフジャケットを着用していなかった。

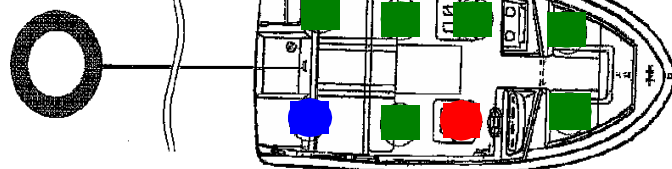


乗船位置



FRP製モーターボート
登録長：4.61メートル
最大搭載人員：7人

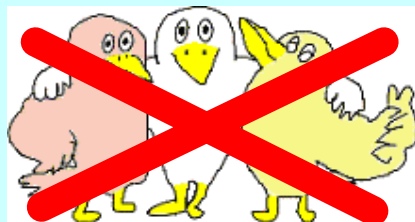
浮環



モーターボート船長

落水した同乗者は曳航用ロープをたぐり寄せるのに慣れているので大丈夫だと思っていたが、モーターボートに乗船するときは、ライフジャケットを着用しなければいけないことを知っていたのに、乗船者全員に着用するように声を掛けなかった。

ライフジャケットは面倒だ！



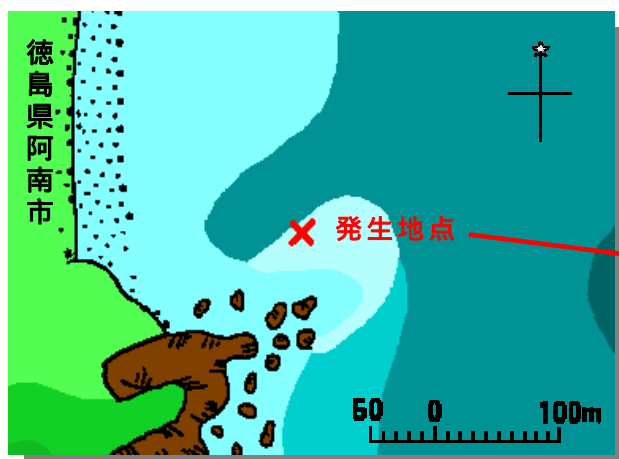
・ボートに乗るときは、いつでも、どんなときでも必ずライフジャケットを着用しましょう！
あなたとあなたの大切な人のために！

水上オートバイから同乗者が転落して負傷した事例

事件の概要

2人乗りで徳島県阿南市南方沖合において沖へ向け遊走中、高起した磯波を右方から受けて左方に大傾斜し、乗船者2人とも転落した。

当時、船長はライフジャケットを着用していたが、同乗者は着用しておらず溺れて10日間入院した。



発生地点周辺
水深2メートル以下の
浅瀬が広がっている

浅瀬の磯波には十分気をつけよう！

操船模様

船長は、後部座席に座り、前部座席に座らせた同乗者を抱えるようにして操縦ハンドルを握り、操船していた。

水上オートバイを操縦するときは、免許受有者が直接操縦しなければいけません。



- ・乗船人数分のライフジャケットを準備しましょう！
- ・沖では小さい波が浅瀬にくと急に大きな波に変化するときがあるので注意しましょう！

漁船から船長が転落して死亡した事例

事件の概要

船長と甲板員の2人が乗り組み、徳島県阿南市蒲生田岬南方沖合で刺網の揚網作業に取り掛かろうとしたところ、船長が誤って転落した。転落した音と船長の呼び声で転落に気付いた甲板員がすぐにロープや発泡スチロール製の白いブイを投げ、1度はそれに掴まったものの、力尽き、溺死した。

当時、ライフジャケットを着用すると作業がしづらいことから、2人ともライフジャケットを着用していなかった。



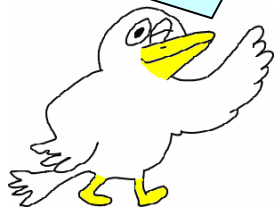
ライフジャケット

ライフジャケットは1つしか積んでおらず、普段から着用されていなかった。

落下箇所



衣服，長靴を着けた状態で泳ぐのは困難ですから，慣れている作業でも**過信せず**，必ずライフジャケットを着用しましょう。



- ・一人乗り漁船にはライフジャケット着用が義務付けられています。
- ・初心者，熟練者問わずライフジャケットは必ず着用しましょう。

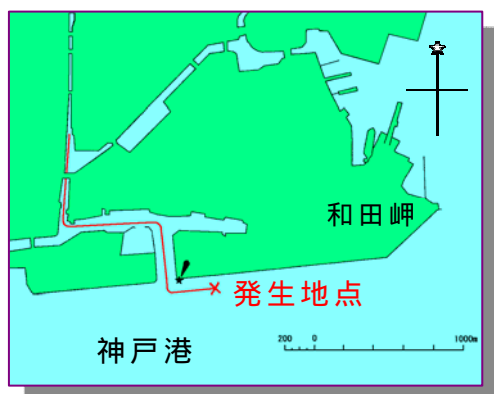
はしけから乗組員が転落して死亡した事例

事件の概要

神戸港で引船に引かれていたはしけの乗組員が、航行中にシートを張る作業をしていて、誤って転落した。

引船の船長が、はしけに誰もいないのに気付いて捜索にあたり、はしけの乗組員は海上保安部のヘリコプターにより救助され、病院に搬送されたが、溺死した。

当時、はしけの乗組員は、ライフジャケットを着用していなかった。



本件後の改善点

全乗組員：会社はライフジャケット着用を義務付け

引船船長：はしけの乗組員が、ライフジャケットを着用していないと曳航禁止

はしけ乗組員：曳航中は甲板上での作業禁止

はしけ：安全ロープを張り、やむをえない場合は安全ベルト使用

張ろうとしていたシート

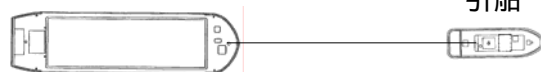


本件後取り付けられた安全ロープ

はしけの通路
(幅約60cm)

はしけ

引船



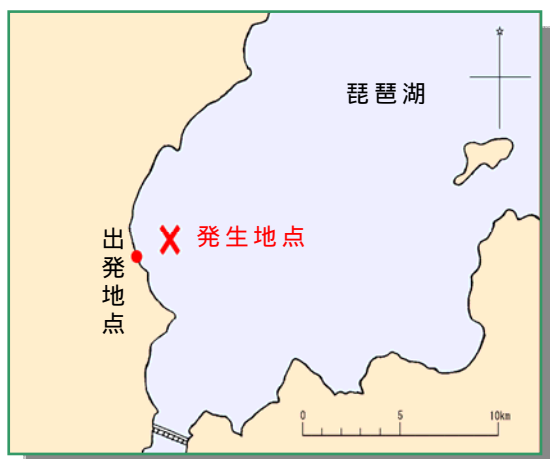
・慣れた作業でも狭い通路での作業は大変危険です。ライフジャケットを着用したうえで注意して行ってください。

ヨットが転覆・沈没して乗船者が死亡・行方不明になった事例

事件の概要

大人 7 人と子供 5 人を乗せて琵琶湖でクルージング中、北寄りの強風を受けて転覆・沈没し、乗船者全員が湖面に投げ出され、子供 3 人を含む 7 人が死亡・行方不明となった。

当時、ライフジャケットを着用していたのは子供 2 人だけで、この 2 人は無事救助された。



ヨット船長

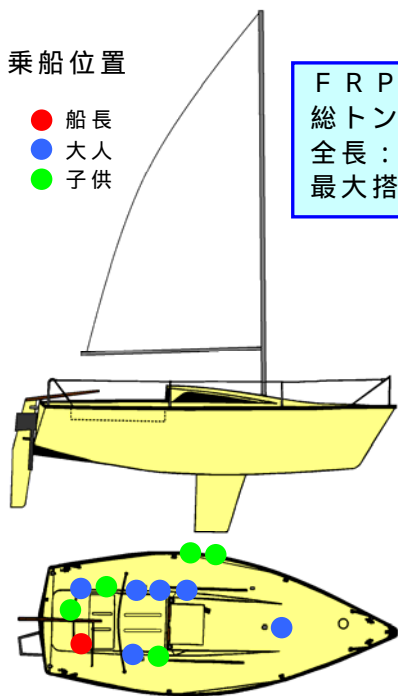
・パーティーの合間に行っていたクルージング時には、乗船者にライフジャケットを着用するよう声を掛けたものの、自らは着用せず、子供 2 人だけが着用していた。また、船長は昼頃、ヨットクラブの敷地内でバーベキューパーティーを始め、クルージング前に、ビールなどを飲んでいた。

ライフジャケット

艇内には、大人用 10 着（固型式 5 着、手動膨張式 5 着）と小児用 1 着が常備されていた。

乗船位置

- 船長
- 大人
- 子供



FRP製セーリングヨット
総トン数：2.1 トン
全長：6.45m
最大搭載人員：10 人

酒酔い操縦は禁止！



必ずライフジャケットを着ようね！



はーい！



- ・ライフジャケットは積んでいるだけでは意味がありません。必ず着用しましょう。
- ・酒酔い操縦は車と同じで大変危険で、禁止されています。

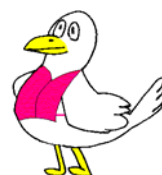
ライフジャケット着用は法律で義務付けられています！

平成15年6月1日より「船舶職員及び小型船舶操縦者法」が施行されたことに伴い、下記の3者にはライフジャケットの着用が法律で義務付けられています。

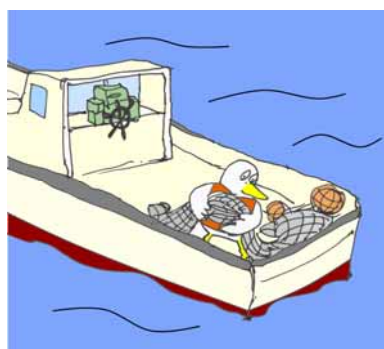


水上オートバイ乗船者

12歳未満
のお子様
には必ず着用
させてね！



小型船舶に乗船中の
小児（12歳未満）



一人で小型漁船に乗船
し、漁ろうをしている方

その他法律に定められている船長の遵守事項

酒酔い操縦等の禁止

飲酒等の影響により、注意力や判断力等が著しく低下しているなど、正常な操縦ができないおそれがある状態で、操縦することは禁止されています。

免許者の自己操縦

水上オートバイを操縦するとき（全ての水域）、ボート等で港則法の港内や海上交通安全法の航路内を航行（横断を含む）するときは、免許受有者が直接操縦しなければなりません。

ただし、組織運航が前提の漁船等の事業用小型船舶や帆走中のヨット等は除外となります。

ライフジャケットの紹介

固形式救命胴衣

ごく一般的な，浮力体に発泡プラスチック等の固形物が使われているものです。



これはよく見かけるタイプだね！



自動膨張式救命胴衣

着水時に自動的にガスにより浮力体が膨張するもので，装着時は作業の邪魔になりにくいものと言えます。



これなら邪魔にならないね！



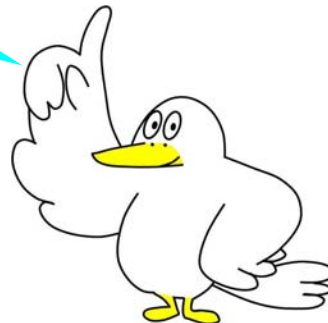
その他にも，最近では作業する上で邪魔になりにくいタイプのものが出回っていますので，用途にあったものを選んでお使いください。



まとめのコーナー



上の6つのことを忘れずに
しっかりとライフジャケッ
トを着用して安全航行して
ください！



過去の神戸刊行分析集



これまでに発刊した分析集です。

「水上オートバイ海難のまとめ」

「鳴門海峡の海難」

「明石海峡の海難」

「近畿の漁法と安全運航」

これらはホームページからダウンロードできます。

マイアニュースレター



主要な海難事故の裁決速報やテーマに応じた海難事例の紹介を行い、隔月で発行しています。

メール配信により、みなさまにお届けします。（**無料**です。）

配信のお申し込みは、海難審判庁ホームページから行うことができます。



〒650-0042 神戸市中央区波止場町1番1号
神戸第2地方合同庁舎10階

☎ 078-331-6371 Fax 078-392-1649

URL : <http://www.mlit.go.jp/maia/index.htm>

E-mail : kobe-k58wt@kbm.mlit.go.jp

